

児童福祉分野における「養護」概念の原点

○ 近畿大学九州短期大学 渡辺 暁 (008093)

[キーワード] 養護、養育、児童保護理論

1. 研究目的

社会的養護の在り方を規定する原理や考え方を論じる際に用いる養護という言葉は、そこにどのような意味を包摂しているのか。現在、科学的な検証抜きに社会的養育に用語が変換されていることを鑑みると、ここで原点に立ち返り養護の本質をみきわめる意義がある。

生江孝之は、大正期の児童保護政策に影響を与えただけでなく、“日本社会事業の父”と評され、社会事業の体系化を試みた人物である。ここで、生江孝之が「児童の享有すべき権利」について論じている箇所を、主著『社会事業綱要』(1925)と『増訂社会事業綱要』(1937)との比較を通して養護概念を探ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は文献研究である。「養護」概念に関する先行研究と関連する文献、資料を収集し考察を試みた。本発表に関連して、開示すべきCOIはない。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守している。文献資料の引用部分には特に注意を払い、出典を明らかにする。

4. 研究結果

『社会事業綱要』(1925)と『増訂社会事業綱要』(1937)の2つの比較から言えることは、生江1923年版で「保護」「養育」と分かれていた説明が1937年増訂版では「養護」に統合され使用されていることである。この用語交代の経緯を考えた時、①当時生江の思考には、すでに「保護養育」という「養護」概念の萌芽があったゆえに揺れつつも最終的に使用に至ったことが示唆されるのである。しかも、②「教育」との明確な線引きがあること、③「養護」を公的責任を含む言葉として用いたことの3点から、「養護」の本質使用は、生江の児童保護理念を論じた『社会事業綱要』にさかのぼっていいのではないかと考えている。加えるに同時期の小河滋次郎、菊池俊諦の著作には、概観した限り「養護」の有意使用は認められなかった。

生江の児童の権利思想に関しては、優生学的視点を持ち込んでいる、保護対象に普通児

童と特殊児童という区別がある、あるいは「国家社会の基礎」を鞏固にせんがため、人的資源確保としての限定的児童保護であるなどの負の評価がある。また「社会連帯思想」に関しては、当時の資本と労働の激しい対立を安易に階級調和的に乗り越えようとしているなどが、その思想の矛盾や限界としてたびたび指摘されてきた。だが実質や優生学的思想の有無にかかわらず、

- ① 児童の権利擁護を「児童保護事業の由来する根本の観念」とした点
- ② 児童保護について「國家社會の責任」としている点
- ③ 「豫防は治療に勝る」という観念に基づき、全児童を政策対象にした点

などからは、「児童福祉」に移行する概念の輪郭が浮かび上がるのである。

生江は、児童保護法案（1946年）を特別児童対象に偏ったものとして批判した厚生省諮問先の中央社会事業委員会の関係者であり、当時立案の主導権は委員会メンバーで構成された「児童対策小委員会」に委ねられた。つまり生江が児童福祉法案への転換に関わっていた可能性を否定できないのである。以上を舞台に、孤児収容施設の名称が育兒院、養育院、そして国家保障を入れた1947年1月2日案で養護院に代り、最終的に養護施設に収まっている。生江の児童保護理論が施設の名称として反映され、厚生省の法令用語・行政用語として使用されるようになったという経緯の可能性は否定できないのではないだろうか。

5. 考察

1947年「児童福祉法」制定当時に使用されていた「養護」は、1962年に保母養成課程において「養護原理」が科目名として新設されたことで、次第に家庭における養育などを含む広範な概念として使用されるようになる。さらに、家庭養護（後に家庭養育）に対応する意味として「社会的養護」という言葉が、保母養成テキストに掲載され広く使用されたことから、「社会的養護」という用語は徐々に浸透していった。

1997年の「児童福祉法」第50次改正は、最も大幅な改正であり、戦後50年を経てわが国の家族の変化に対応するため児童福祉法制を再構築するという趣旨であった。児童養護に関連する事項では、「養護施設」が「児童養護施設」へと改称されるとともに、その目的が児童の自立であると明文化され、地域における児童や家庭の相談体制の強化が図られるようになった。

「児童福祉法」制定当時にあつては、「養育」はいわゆる孤児収容を連想させるのか、内実はともかく「養護」が新しい時代を反映する言葉として採用された。近年「社会的養育ビジョン」では、逆に「養護」は負のイメージをまとうのか、「養育」が新たに児童福祉を担う言葉として、多用されている。理念と実態との乖離を用語操作で埋めるようなことがあってはならない。ここに生江孝之が児童の権利保障を訴えた際の「養護」概念の原点に立ち返り、本質を踏まえた論議が望まれる。